

第 23 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成21年 7 月22日

閉 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

平成21年7月22日（水曜日）

午前10時1分開議

午前11時01分閉会

本日の会議に付した事件

- (1) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の
解決に関する特別措置法について
- (2) その他

出席委員（11人）

委員 長 西 岡 勝 成
委員 倉 重 剛
委員 児 玉 文 雄
委員 松 村 昭
委員 村 上 寅 美
委員 渡 辺 利 男
委員 大 西 一 史
委員 氷 室 雄 一 郎
委員 鎌 田 聡
委員 吉 永 和 世
委員 池 田 和 貴

欠席委員（3人）

副委員長 前 川 收
委員 中 原 隆 博
委員 馬 場 成 志

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 駒 崎 照 雄
次 長 横 田 堅
次 長 谷 崎 淳 一

首席環境生活審議員兼

環境政策課長 園 田 素 士
環境保全課課長補佐 藤 本 和 彦
水環境課長 小 嶋 一 誠
水俣病保健課長 野 田 正 広

水俣病審査課課長 寺 島 俊 夫

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 野 白 三 郎
議事課課長補佐 坂 本 道 信

午前10時1分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから第23回水俣病対策特別委員会を開催します。

なお、本日の委員会は、傍聴はございません。

委員の先生方には、昨日の衆議院解散、そしてまた、きょうは日食が始まるという中で大変慌ただしい中に急遽お集まりをいただきまして、お礼を申し上げたいと思います。

さて、去る7月8日に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が国会にて成立し、15日から施行となりましたことは、委員各位既に御承知のとおりであります。

本日は、この法律について委員各位の御理解を深めていただくために、急遽開催をさせていただきました。

水俣病被害者の救済につきましては、県議会では、救済を求められておられる方々を一日も早く救済しなければならないとの強い思いで、今日まで超党派で早期救済の実現に向けて全力で取り組んでまいりました。紆余曲折はありましたけれども、何とか法案が7月8日に成立をいたしました。これも、副委員長初め委員の先生方、党派を超えて貴重な御意見、御協力を賜ったおかげだと心から感謝を申し上げたいと思います。

この法律の内容につきましては、後ほど執行部に説明をお願いいたしますが、これまで大変な御尽力をいただきました園田代議士を初め、与党PTの方々、最終段階で超党派の

取り組みを実現していただいた与野党の関係国会議員の方々に対しまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。

ただ、法律はできましたけれども、一時金や手当の額、救済対象の範囲や判定の方法などについて、今後、救済方針としてまとめられることになっております。

このため、救済方針が早期に決定され、円滑に救済策が実施できるよう、今後も、国の動向を注視しながら、必要に応じて県議会の意見も申し上げてまいりたいと思いますので、引き続き御協力のほどお願いを申し上げます。

それでは、議題に入ります前に、執行部の方から、法律が成立した最初の委員会であり、発言をしたい旨の申し出がっております。

駒崎環境生活部長から発言をお願いします。

○駒崎環境生活部長 おはようございます。

今委員長からお話がありましたように、水俣病被害者救済法が成立したという節目でございますので、執行部を代表いたしましてごあいさつを申し上げます。

県議会におかれましては、水俣病被害者の早期救済のため、これまで幾度となく意見書や要望書として議会の意思をまとめられ、国などへ精力的に働きかけていただきました。

この間、一貫して党派を超えた取り組みを行っていただきました。各党派代表の委員の方々を上京され、今国会で法律を成立させていただくよう強く訴えていただくなど、共同した取り組みもございましたし、また、委員各位が、それぞれの立場でさまざまな働きかけをいただいたと伺っております。このような県議会の皆様方の御尽力が大きな力となり、今国会での法律成立が実現したものと考えております。

今回の法律の成立は、一日も早い救済を望んでおられる方々、また、3年余り新たな政

治救済に向けて取り組んでまいりました本県にとりまして、待望していたものであると考えております。改めて、西岡委員長、前川副委員長初め委員各位に対しまして、心から感謝を申し上げます。

ただ、法律の成立は決してゴールではございません。ただいま委員長のごあいさつにもありましたし、知事も常々申し上げておりますけれども、救済策の実施につきましては多くの課題があります。まさにこれからが新たな始まりであるという、そういう覚悟を持って取り組んでまいりたいと考えております。

今後国において救済方針を策定することとなります。多くの方々の御理解が得られるよう、県議会とも御相談しながら、救済方針の策定過程で県として意見を申し上げてまいりたい、そのように考えております。

また、国と連携しまして、早期に救済策を実施するための準備にも取り組んでまいります。県議会のさらなるお力添えをよろしくお願い申し上げます。

本日は、救済法の概要について御説明をいたしました後、委員の皆様への御質問にできるだけお答えしてまいりたいと考えております。ただ、この法律が議員立法で成立したこともありまして、国におきましても、法律の解釈、運用について未確定な部分もございます。また、県として現在把握しております情報にも限りがございますので、その点はあらかじめお断り申し上げます。

きょうの段階で十分な説明やお答えができない部分がありましたら、今後情報収集に努め、次期、委員の皆様へ御報告申し上げたいと考えております。その点を含めましてよろしくお願いを申し上げます。

以上、冒頭の執行部側のごあいさつとさせていただきます。

お世話になります。

○西岡勝成委員長 それでは、議題に入りま

す。

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」について、野田水俣病保健課長から説明を受けた後、質疑を行います。

野田水俣病保健課長。

○野田水俣病保健課長 おはようございます。きょうはよろしくお願いたします。

法案は、長くなりますので、ペーパーでまとめたものを3枚ほど用意させていただいておりますので、その3枚のペーパーに基づいて概要の方を説明させていただきたいと思っております。

まず、1枚目でございますが、A4の表、裏になります。

特別措置法の概要についてというペーパーでございます。マーカーが塗ってあるかと思っております。今回、与党法案の修正点、それと県の役割というものを中心に説明をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございます。

国、県の責任につきまして、前文に新たに追加されたところがございます。

読ませていただきますと「平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において国及び熊本県が長期間にわたって適切な対応をなすことができず、水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて責任を認められたところであり、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。」というところが追加されたところがございます。

同じく前文には、法律に基づく判断条件を満たさないものの、救済を必要とする方々を水俣病被害者として受け止め、その救済を図るという点を書いてございます。

続きまして、第5条の方に移らせていただきます。

第5条が、救済措置の方針でございます。

これには、政府は、関係県の意見を聞いて

救済措置の方針を定め、公表するという形になっております。

その中で、次の救済の対象でございますが、①の四肢末梢優位の感覚障害を有する者、それに追加されまして、②、③が追加されたところでございます。

②が全身性の感覚障害を有する者、これは四肢末梢と同じ扱いになっております。

3番目が、四肢末梢優位の感覚障害に準ずる者ということで、これが具体的に括弧書きで書いておりますが、これは、準ずる者に該当するかどうかということ救済方針の中で所見を考慮するための取り扱いを定めるということ。非常に難しい扱いでございますが、要するに、どう扱うのかというのは救済方針の中で定めるということございまして、その対象となるのが、口の周囲の触覚もしくは痛覚の感覚障害、舌の二点識別覚の障害、求心性視野狭窄という形になっておりまして、ここら辺の取り扱いは今後という形になっております。

あと、県の役割としましては、療養費、療養手当は県が支給するという形になっておりまして、第6条に、新たに水俣病被害者手帳というのが規定されました。保健手帳にかわり、水俣病被害者手帳を交付すると。関係県が療養費を支給するという形になっております。

なお、従前ございました地域指定の解除の項目がございましたけれども、それにつきましては、条文すべてが削除されたという形になっております。

第7条で、政府、関係県及びチッソは連携しながら取り組むという形で、①のところの救済措置の実施に、開始後3年以内を目途に対象者を確定し、速やかに支給を行うように努めるという規定がございまして。

続きまして、裏面の方に入らせていただきます。

裏面の方の最初が、チッソの分社化の規定

でございます。

これにつきまして厳格化されたという、1
点目が、環境大臣がチッソ分社化の認可に当
たって、救済措置の方針に基づく一時金の支
給にチッソが同意しているという要件が追加
されたところでございます。

指定支給法人、チッソにかわって支給する
法人の規定もございましたし、33条には、救
済措置の実施等に必要な支援ということで、
ここには救済措置の一時金の支給を円滑に行
うことができるよう、政府及び関係県は、チ
ッソに対する支援について所要の措置を講ず
るというところが規定をされております。

35条が、新たに地域振興ということで追加
されたところでございます。

政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、
チッソの事業所が所在する地域において子会
社が事業を継続することなどにより、地域の
振興及び雇用の確保が図られるよう努めると
いうのが追加されたところでございます。

続いて、36条、健康増進事業の実施等でご
ざいます。

ポツの1つ目は従前からあったものでござ
いまして、ポツの2つ目が、今回新たに追加
されたものでございます。

政府及び関係者は、チッソが排出したメチ
ル水銀による環境汚染を将来にわたって防止
するため、水質の汚濁の状況の監視の実施な
ど、必要な措置を講ずるということが追加さ
れました。

続いて、調査研究、第37条でございます。
これも新たに追加されたところでございま
す。

政府は、指定地域居住者の健康に係る調査
研究、メチル水銀が人の健康に与える影響及
びこれによる症状の高度な治療に関する調査
研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を
公表する。政府は、調査研究の実施のため、
メチル水銀が人の健康に与える影響を把握す
るための調査、効果的な疫学調査、水俣病問

題に関する社会的調査等の手法の開発を図
る。関係地方公共団体は、調査研究に協力す
る。というものでございます。

最後に、国の方に設けられます臨時水俣病
認定審査会、これが当分の間受け付けをする
というような形になったところでございま
す。

以上が法案の概要でございます。

続きまして、2枚目のペーパーで、分社化
のスキームという、矢印がいっぱい書いてあ
るペーパーがあるかと思えます。こちらで分
社化におけるスキームについて御説明をさせ
ていただきます。

まず、チッソが、法律の規定等の適用を受
ける者という、そういう指定の申請を環境大
臣に行います。その指定を受けて、次に、事
業の再編計画を作成します。その再編計画が
環境大臣の認可を必要とするわけですが、そ
の環境大臣の認可のチェック項目が、左側の
点線の括弧の中に適合事項ということで書い
てございます。この中の1つ目、先ほども言
いましたように、チッソが一時金支給に同意
をしていること、これも条件になりましたし、
丸の3つ目、マーカーが塗ってあるかと思
いますが、事業会社の事業計画、いわゆる子
会社の事業計画が水俣市における事業の継続
等により、地域の経済の振興及び雇用の確保
に資することという条項が追加され、この2
つが追加されまして、チッソの厳格化とい
いますか、チッソが地元で事業をしていく
こと、そういったことの厳格化が図られた
ところでございます。

これらのチェックによりまして事業再編計
画を実行できるという形になりまして、そ
の中で、特に事業譲渡、いわゆる子会社をつ
くるという作業が出てまいります。それにつ
きましては、ここにありますように、裁判所
の許可ということで、株主総会の決議が不要
になりまして、裁判所の許可に基づいて、チ
ッソが事業譲渡、あるいは資本金の額の減少、

これができるという形になっております。これを受けまして初めて事業会社ができる、子会社を設立ができるという形になっております。

チッソ、親会社の方が全株を所有しまして、その配当を受けながら補償等に充てていくと、そういう形で運用していく形になります。

それができまして、次に、事業会社の株式の処分という最終段階に入ってくるわけでございますけれども、そこには、13条に書いてありますように、救済の終了及び市況の好転まで暫時凍結をするよということが条件として出ております。

そういう状況になったときにチッソが株式の譲渡、一部もしくは全部の譲渡という形になりますが、環境大臣は、総務大臣、財務大臣との協議を経て譲渡の承認をするという形になっております。ですから、ここで環境大臣の承認があって初めてチッソは、事業会社、子会社の株式を譲渡ができるという状況になります。

その得た資金、譲渡益で、最初に指定支給法人と書いてありますが、指定支給法人に補償賦課金を納付するというので、要するに、今後の支払いに充てていく資金、患者さんの支払いに充てていく資金、これをまず最初に確保すると、それを指定支給法人にプールしておくというのが1番でございます。

それで、次をどうしていくかという、譲渡益で、34条というところで、また破線書きに、右下に書いてございますけれども、譲渡益の中で指定支給法人に納付した金額を控除した残りについては、こういうふうに充てなさいと書いてあります。

1番目が、水俣病に係る損害賠償債務と公的債務、いわゆる県あたりが支援しているそういった債務に充てなさいと。次が、環境大臣が指定する債務とか事業再編の遂行に必要な費用と、こういうのに充てなさいという形になっております。

ですから、要するにチッソとしては、今後支払う債権とか、そういった額が確定しないと、なかなかこの清算といいますか、できないという状況になっておりますので、かなり厳格化されたといいますか、厳しい条件のもとでの株式譲渡になっているのかなと思います。

そういう手続がすべて終了し、いわゆる紛争もすべて解決をしたという状況になって初めてチッソが清算できるというようなことになると。ですから、裁判とかそういうのが少しでも残っていれば、チッソとしては会社法上も清算できないのではないかと。ごく少数残ったときどうするかというような方法を考えましょうかという御発言もあっておりますけれども、原則としては、すべてが解決するまでチッソは清算できないというのが基本的な考え方だということで、そういう仕組みになっているところでございます。

最後に、3枚目でございます。

救済措置方針の策定過程で検討すべき主な事項、今後救済措置方針が政府で検討されていきます。県も意見を述べるという形になっております。その主な事項を掲げております。

1番目が、補償の内容でございます。一時金、療養手当の具体的な額も決まっておりません。患者団体との協議を経て決めていきたいというようなお話でございます。

2番目が、対象の症候、先ほど5つの症候を申しあげましたけれども、5つのうち、どういったものが一時金とか療養手当の対象になるのか、あるいはどういった方々が、先ほど言いました水俣病被害者手帳の対象になっていくのか、そこら辺を今後詰めていくというふうな形になります。

また、3番目が、救済の申し立てができる範囲ということで、与党PTの考え方では、認定申請者と現在の保健手帳の所持者、この2つの方々だけが対象という形になっておりました。ここもどうしていくのかというのは、

今後のことということになっております。

4番目が、判定方法でございます。公的検診は当然実施するわけでございますが、民間診断書、主治医の方の診断書、そういったものをどう扱っていくのか、これも今後の課題という形で残されております。

5番目が、検診体制でございます。今回、全国にかなり多くの方々がおいでになるという状況もございますので、そういった形で、検診機関の指定あるいは検診医の確保、これが全国的な課題でもございますし、また、私ども熊本県内としても大きな課題になってくるのかなど、そういうふうに思っているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、法律の内容、それから分社化のスキーム、今後検討していく主な内容ということでの説明にさせていただきます。

○西岡勝成委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

何かございますか。

○鎌田聡委員 今御説明いただきまして、いろいろと最後の部分、特に今後策定過程で検討すべき主な事項というのが一番重要なところでありますし、一番またいろいろな協議も含めて重たい議論が今後予想される部分でありますけれども、早期の法案成立ということで動いてきまして、一番肝心な部分がまだ未定になっているというようなところがあると思っておりますけれども、大体、最後に言われた検討すべき主な事項について、いつぐらいまでをめどに、そして、だれとだれがどのように協議をしていくのか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○野田水俣病保健課長 実は先週末環境省に協議に行っておりまして。具体的にどう考

えているんだということで、スケジュールなどを聞いたんですが、はっきり言って白紙に近い状況でした。

というのが、政治状況がこういう状況でございまして、選挙もありますので、そういったことを受けて、だれとどういう形で協議をしていくのかという、そういう点もまだ未定だという点もございまして、今のところについては、スケジュールにつきましても、できるだけ早くやりたいというのはあったんですけども、具体的にどうするんだという点についてまだはっきりわからないというのが実情でございました。

○鎌田聡委員 今、実際のところ選挙が終わってから動き出すのはそういうところということで理解しとっていいんですかね。

○谷崎環境生活部次長 一応先ほどもお話ししましたように、救済措置方針というのは、関係県の意見を聞いて政府が定めるというふうになっております。

それで、関係県の意見を聞く、それから団体と協議をして決めるという部分もありますので、そういう意味では、選挙に入るこの状況の中で、8月のこの期間を何らかの形で活用して、例えば、今先生方に御説明したように、まず法律の御理解をいただくことが必要だということの認識を国も持っています。

それと、意見を聴取するという考え方はありますが、この夏の期間にそれをやるかどうかというのは、先ほど野田課長が話したように、まだ白紙ではございますけれども、ある程度その期間を活用したもので何か考えなきゃいかぬだろうなという気持ちはあるようでございますが。ただ、具体的にスケジュール的なものはまだ出ておりません。

○大西一史委員 ちょっと関連しますけれども、やっぱりせつかく急いで救済法をみんな

で、この県議会でも、相当急いでいろいろ何回も何回も審議してやったわけですから、肝心の救済が進まないんであれば、この法律自体が何の意味があるんだというふうにやっぱり批判されても、これは仕方がないというふうに思うんですね。

だから、私としては、今、鎌田委員もおっしゃいましたけれども、やはり国、県が協議の主体としてなっていく、今後、救済措置方針を詰めていく中では、国、県が主体となるだろうというふうに思いますが、少なくとも国に対してもそうですし、県もそうでしょうけれども、工程表、ある程度どういうスケジュールでやっていくんだということがやはり明らかにしないと、これは救済を受けるべき人たちが非常に不安になってしまうだろうというふうに思います。

ですから、きょう委員会の場で、今具体的にはまだ白紙の状態だという話でありますけれども、やはりそういったスケジュールを早く決めるように、これは政治空白があろうが何だろうが、事務レベルでできることはもうできるはずなんです。そんなことを言ったら何にもこの国は動かないわけであって、政治空白と言うけれども、単に衆議院の解散があって総選挙に向かっているだけの話であって、国会は、審議しようと思えば参議院もあるし、それから内閣だってきちんとそれはあるわけですから、その辺は遅滞なく一日も早く進めていただくように。これは、特に補償内容であるとか非常に微妙な問題もある部分はあると思いますが、政治レベルで判断をしなくてもいいようなものというか、事務レベルでも詰めることができるものは、それこそ極限までできるだけ一日も早くやっていくという姿勢が必要だろうというふうに思います。

だから、そういったことを国に対しても、そういった工程表を一緒に出しましょうということ働きかけてもらいたいというふうに

思いますけれども、それは要望ですけれども、何かあれば。

○駒崎環境生活部長 今、大西委員から、政治レベルの問題と事務レベルの問題と御指摘がございまして、まさにそのとおりだと思っております。

ちなみに、参議院の環境委員会では、この法案についてかなり時間をかけて審議がされておりますが、その際に、提案者側の代表ということで、園田代議士が発言されているんですけれども、救済措置を勝手に決めるというのはできない相談で、合意が必要だということをおっしゃっています。その場合に、今の大西委員の話と関係いたしますけれども、自民、公明、民主の3党が共同提案してできた議員立法でございまして、国会の場でいえば、与野党問わず、すべての方が合意できる額、ここは金額について述べてありますが、そうした形で決めるべき点があると。「政府」はとなっているけれども、政権をとっている1つの党が独自に決めるという話じゃないというふうな趣旨のことをおっしゃっています。

一方、事務的なレベルとしては、団体の方々ともよく話し合っていかなければならないという点がございまして。

そこで、環境省としても私たちとしても、8月30日の衆議院の選挙まで何もしないでじっとしているというのは確かに許されないことだと思っておりますので、その範囲で事務的にできることはやっていきたいと考えております。

それに関しまして、環境省は事務次官の交代がございまして、小林局長が今度事務次官に就任されて、その就任の際の記者会見では、水俣病問題、救済方針、確かに急がなければならないけれども、ただ、役所の側が一定のスケジュールを決めて、この流れでやっていくという押しつけは得策ではないというか、

適当ではないだろうと、その点を含めているような説明をして、団体の御意見を聞きながら、機が熟するのを待つといたしますか、だんだん成熟させていくというお考えがまずあるのかなど。例えば、8月末までとか9月15日までにこういうふうに仕上げますということで、それまでに納得しないところはもう見切り発車というふうなやり方は適当でないんじゃないかという懸念もされておりますので、そうした両方の点を考えながら取り組んでまいりたいと思います。

環境省も、法律の説明には早い時期に参りたいと、斉藤環境大臣もできるだけ早い時期に法律の説明には職員を行かせたいとおっしゃっていますので、まずそこから始まりまして、法律の説明を兼ねて環境省が発言される中で、いろんな要望や質問が出るところから話が始まってくると思いますので、それはもう選挙とかの政治の動きとは別に、事務的にきちんと誠実に取り組んでまいりたいと考えております。

○西岡勝成委員長 ほかございますか。

○渡辺利男委員 水俣病の解決に向けた取組の第7条で、救済措置の実施が開始後3年以内を目途に対象者を確定ということになっていますが、開始後3年となっていますが、開始というのは、いわゆるこの今後検討すべき課題がすべてきちんと確定した後、今から受け付け始めますよという、スタートしてから3年というふうに思われるんですが、果たしてこの判定方法、民間診断書をどうするかとか、検診体制が本当にしっかりどの程度できるのかということを考えますと、本当に3年以内にこういうのがすべて——何千人と言われる方を対象にできるのかどうかということが一番心配なんですけれども、そのこのところの見通しはどうなんですか。それから3年以内に終わらない場合どうするんですかね。

○駒崎環境生活部長 今、渡辺委員からお話がありましたように、開始後3年ということでございますので、法律ができてから3年ということではなく、スタートしてから3年ということでもありますので、だんだん期間が短くなるということとはございません。その点は、スタートしてからということでもあります。

確かに、診断するお医者さんをどのように確保していくかというのもございます。その点につきましては、環境省も今月中にも動きを始める予定があるように聞いておりますので、できることから着々とということになっていくと思います。

できるだけ3年をめどに、早期救済というのが法律の趣旨でございますので、取り組んでまいりたいと思いますが、3年で救済ができなかったときは、3年でおしまいと、いきなり窓口を閉めるということではなくて取り組んでいくことになると思います。ただ、申請の受け付けは、どこかの時点で締め切るということはあるかもしれません。そこはまだはっきりしておりません。

そもそも、きょうから受け付け開始しますと言ったときから2年なのか3年なのかというところもあります。受け付け期間を3年にいたしますと、最後の方は、その日のうちに判定しないといけなくなりますので、そこはなかなか難しい話かもしれませんので、3年をめどに判定を終えると。救済を終えるということと受け付けのシステムをどう考えるかというのを連携して考えていく必要があると思います。少なくとも3年でもう一切この法律が切れるというふうなことではございませんので、そこは責任を持って3年を超えても取り組んでいくことになるかと考えております。

○渡辺利男委員 一応3年をめどにどっかで受け付けを締め切ることがあると言われるけ

れども、例えば公健法に基づく認定審査を申し込んでいる人、この方たちがこの3年以内に認定審査会から結論が出た人と、ずっとまだ待たされて出ない人、こういう人たちに不利益が出てくることはないんですかね。3年で一応受け付けを締め切るということになれば、認定審査会に申請している人で、そこでだめだったという結論が出た人はこの新救済策に申請できるけれども、まだずっと待たされて出ないで結論待ってからどうしようかなと考えている人は、3年ぐらいで受け付けを締め切られたらできないじゃないですか、後で。そういう不利益をこうむる人が部分的に出てきやしないですかね。

○駒崎環境生活部長 そこは細かく決まっていなくて、今回政治救済のそもそもの出発点の趣旨が、裁判による救済解決手段と認定制度による救済手段、この2つの手段では非常に時間がかかってしまうということがございましたので、最後まで認定を求めたい、あるいは裁判所の判決による救済を求めたいという方はそちらの道を選んでいただくにしても、早期の救済を求めたいという方については、新たな制度の道を開こうということで取り組んだわけでございますので、認定申請をずっと継続して、自分は時間がかかっても認定申請でいくという方については、そういう意思表示であれば、そちらで最後までいっていただくのかなという点はございます。

ただ、その点を、今、渡辺委員がご懸念のように、迷っている方々について、いきなり3年過ぎたから、あなたは認定申請中だから認定申請だけですと、政治救済の受け付けはできませんよというふうに行くのかどうか、そこは今後どういう調整をするのかは、最終的に決めていくべき点の一つかと考えております。

そもそものこの法律を県として求めました

し、国の方も政治救済という形で動いた趣旨は、認定制度と裁判制度に次ぐ第3の道をつくってあげないと、多くの方々が生きている間の救済を受けられないということを懸念した制度だという点を踏まえて取り組んでいきたいと思いますが、結論はまだ出ておりません。

○渡辺利男委員 結局3年という区切りをしたために、要するに認定審査をしている人の中で、結局、もう3年たちそうだから取り下げて、もうこっちの新救済策を受けないと認定審査会から自分にはねられたら損するなと、そこで認定されたらもっといいけれどもという方たちは、やっぱり自分で判断せざるを得ない状況が出てくるということですよ。

○駒崎環境生活部長 今回の認定制度の中で作業が進んでいったとき、できれば、現在熊本県に申請されておられる3千何百名かの方々の審査が3年をめどに審査が終えれば、そこは棄却という結論が出た方は申請できるということになるのかもしれませんが、そこがなかなか難しい面がございますので、今新たな政治救済には乗らないという表明をされている団体の方々が認定制度に残る可能性があります。新たな政治救済に移りたいという方が認定審査から切りかえて移っていかれた後、政治救済以外で認定制度なり裁判で争いたいという方だけの審査をしたとしても、やはり数年かかる話ですので、そこは今、渡辺委員がおっしゃったような点は最終的な段階では出てくる可能性があります。その点を含めて環境省とも協議したいと思います。

○渡辺利男委員 もう1つ、分社化の部分ですけれども、環境大臣が譲渡の承認を行う際の条件で、適合事項で、将来にわたる補償支給業務の実施に必要な経費の確保ができるこ

と、公的債務返済に支障が生じないと見込まれることなど書いてありますが、幾らぐらい将来にわたってかかるのかというのが、本当にどこかの時点で確定できるのかということ、株は売ってみると幾らになるかわからぬと、そのときの経済状況がどうなっているか次第でも大きく変わってくるということですが、そういう意味からして、この適合条項というのは本当に正確に判断できるものかなと思うんですけども、そのところどうですか。

○野田水俣病保健課長 確かにおっしゃるとおり、救済がいつ終わるのか、それによって債務の確定というのが出てきますので、そういう意味では非常に難しい部分が出てくるのかなと思っております。

いろいろあるんですけども、例えば、園田先生の言い方としては、公的債務の免除、ここにありましたとおり、将来にわたる補償業務の実施に必要な経費は確保と書いてあります。ですから、これは絶対確保するんだというふうに読めます。

続いて、公的債務の返済に支障が生じないと見込まれることという書き方がしてあります。これは私個人的には非常に微妙な書き方かなというふうに思っております。園田先生も、公的債務を免除するというのは基本的には考えていないんですけども、最後の最後に、決着の仕方としてはそういう可能性も考えなくてはいけないのかなというような説明をされておりますので、そこら辺のことを念頭に置きながら、今後、実際に救済が終わった時点で株がどうなっているかという判断とこういう公的債務をどうしていくかという判断、そういうのが総合的にされていくのかなというふうに、個人的には思っているところでございます。

○谷崎環境生活部次長 委員会の中で園田先

生の方からもおっしゃっていますけれども、この売却利益について、どの程度の売却が出るかというのは全く想定はできないと。ただ、必要額として少なくとも2,000億を超えることは間違いないと思うというふうにおっしゃっています。

確かに、債務の確定という部分では、そこが主になってくるのかなと思いますが、その時々々の市況の状況によりますので、市況の好転のときまで凍結がなされることになりすから、そういう意味では、市況の好転、そういったある程度の債務の確定を見越したところで、どのぐらいの市況の状況の中で売却益がとれるのかということは判断されるのではないかなと。これはあくまでも想定ですが、園田先生の環境委員会での発言から想定すれば、そういうことだとは思っております。

○児玉文雄委員 今の渡辺先生の分社化とある程度関連があるんですが、前、ペーパーを出してもらったとき、チッソ以下子会社というのが30数社あったと思うんですよ。最終的にはチッソという今の会社がなくなるわけですよ、分社化したときには。これを幾つに分社化するのか。ただ頭をなくしてしまって、下の30幾つを合併するのか、そこらあたりがわからぬし、この分社化の規模というのが全然ここにはあらわれてはいないわけですよ。それは今まで協議対象にもならなかった。ただチッソをなくして、あとを一緒にしてしまうのか、それだったら、あえてそこまですなくてもいいんじゃないかというような気がするし、例えば、チッソの水俣工場だったら、液晶を主につくりよるわけですよ。この液晶という一つの子会社ができるのか、また、肥料、もともとの製造しよったのは肥料が多いわけですが、肥料をつくるのか、そういう製造ごとに分けるのかどうなのか、そこらあたりは全然見えてこんが、どうなっておりますか。

○谷崎環境生活部次長 今お話がありましたように、既に関連会社、それから子会社というのをチッソそのもの持っていますので、この子会社の事業会社をどのようなイメージでしているかというのは、これは法律上では当然チッソ社そのものの問題となりますので、チッソ社がどういう形で事業会社を設立し、また、その事業会社の方の再編計画をどうつくっていくかというのは、今のところ全く見えておりません。

今委員の方からお話がありましたように、今の液晶部門だけなのか、それともその肥料部門だけなのか、非常に採算性のいい部分として、要するに今後の新たな株式譲渡に貢献できるような部門というのをある程度大きく分社化していくのではないかという想定はつきませんが、今のところこれについてのチッソ社側からの回答とか、あるいはチッソ会社からの見解というのは何ら表明されていないものですから、それについて私の方からも、直截に今申し上げておりますように、具体的な話はちょっとお答えできない状況ではございます。

○児玉文雄委員 結局は、聞き方によっちゃ、いいものだけとって、あとはもう解体または勝手にやれというような聞こえ方もするわけですよ。しかし、子会社というのは、チッソが5割以上株式を保有した分を子会社というわけなんですよ。だから、子会社ともこれは一体なんですよ。だから、おまえのところは成績悪いからもうこの次の分社化の中には入れないぞとか、そういうようなこともあるのか。でないと、株の譲渡益がどれだけ出るかといっても全く想像つかぬわけですよ。新株発行で普通1,000円とか2,000円とかという価格がついているけれども、この今の不況というのはあと3年ぐらいせんと株式公開もなかなかできないような不況ですから。後で目

算が狂うたと。なら、あとは国が銭出すのか、また、県が県債を出すのか、そういう問題も出らないとも限らないというような気がするわけですよ。

何か新聞等を見ると、これは鹿児島両県と思うけれども、3万人ぐらいおりやせんかと。3万人掛けるの、例えば200万円として、これはあくまでも仮定ですよ。200万円として600億円、800億円だろう。そうすると、今までの県債がまだ決済していない分が1,500億円ぐらいあつとでしよう。そうすると、2,000億円かね。国の方はないわけですから、県に今度は逆に、県に代わりした分が……。

○谷崎環境生活部次長 あと、民間の金融機関の方からの債務が約400億近くあります。

○児玉文雄委員 あれは400億ばかりまだ残ってるわけだよね。それは別として、こういう国民の税金を使ったり県民の税金を使ったりした分については、ちゃんとしたことをしてもらわにゃ。今言うたように600億の、県がたしかまだ1,500億ぐらい県債が、未決済分があるですね。

○駒崎環境生活部長 多少数字的などこ御説明しますと、将来の利息を含めると1,500億ぐらい、元金だけですと1,300億ぐらいでございます。それと、県は国に対して約定償還といいまして、約束どおり償還しております、チッソからの返済がちょっと遅れている分がございしますが、県が国に対して未償還なのは約900億ぐらいでございます。

○児玉文雄委員 だから、ざっと見ても2,000億からの負債があるわけですよ、チッソは。これをみんなが安心して、そしてそれが全部返済から何から含む、払ってしまうと、どれだけかかるのか。今の認定と一緒に——これは簡単に、案外特措法で水俣病も

これで終わりじゃないかなと、私はここへ来たとき、もうそこまで行つたら、特別委員会ももう解散した方がいいなというような感じで初めおったんだが、どうも聞いてみると、これはいつまでかかるか。普通裁判は、今まで大体どれくらいで最高裁までの結審が出ましたか。

○駒崎環境生活部長 裁判の種類にもよりますので、なかなか一概には申し上げられませんが、関西訴訟の例で言いますと、京都地裁に提訴されてから最高裁の判決まで約22年かかっております。

○倉重剛委員 今、児玉委員の発言の中で一番大事なところは、我々が最も懸念することは一体何かと言ったら、経済ベースがどうなっていくかということで、それが分社化という問題に発展していくわけですね。だから、肝心なところが、発言があったように、分社化の形態がどうなるのかということ、これは今まで議論してなかった、正直言って。先ほどの県の回答としては、よくわかりませんと、これじゃおかしいと思うんですよ。でなきゃ、基本がそういうことではっきりしていないということであれば、早急にチッソの方がそういう計画出すとか、どういう形態になるのかという分社化の内容については早急にやっぱり我々に知らしめる必要があると思うんですけども。それがなければ、基本がぐらついて、すべてを論じることはできないんじゃないかという気がするんです。そこは非常に大事な発言だったと思うんですけども、いかがですか。

○谷崎環境生活部次長 今、倉重委員の御意見、ごもっともだと思います。

手続の中で分社化のスキームで示しますと、事業会社を新しくつくと。その事業会社の再編計画の中で、今、児玉委員の方から

もお話がありました、実際に今後の補償債務に対してどれだけ確保できているのかということについても、事業再編計画の中できちんとそのあたりを計画されているかどうかをチェックされます。最終的に環境大臣が計画を認可するわけですが、そういう意味では、大臣の認可というのはすごく重い認可になってくると思いますので、今後またチッソ社との政府あるいは国とのやりとりの中でも、どんな姿を考えているかということはおいおい出てくると思いますが、そういった状況の中でまた御報告できる部分については御報告させていただきたいと思っております。

○大西一史委員 今の議論なんですけれども、もうそもそもこの委員会で何度も言ってきましたけれども、チッソの分社化を認めるために私たちは議論してきたわけでも何でもなくて、チッソの分社化というのは、はっきり言って、私たちはこの委員会の中でもそれは認められないと、そんなことはと。ただ要は、この救済案になかなか乗ってこないと、分社化を少しでも検討してくれるんだったらいいですよみたいな話があって、ぎりぎりのところでこういうふうになってきたわけで、だから私は、この分社化の議論は余りこでもう深めることよりも、とにかく先にこの救済の幅をしっかりとどうするのかという、その議論に私たちは集中すべきだろうというふうに思いますよ。

しかも、この9条のところで、チッソの事業再編計画の作成、申請というのがここであるわけですし、そして、大臣がここでしっかり認可をするためには、非常に難しいハードルというか、相当重いハードルがあるわけですよ。けども、これで一応この法案に対しては、チッソの後藤会長ですか、一応これで承るみたいな、何かよくわからぬですけども、いうことをおっしゃっていたわけでしょう。だから、それはあくまでも救済を進める

ための流れの中の一つであって、これが主に出てこないように、私は非常に思っていますし、この大臣の計画の認可をされる時には、県議会としてもしかるべき意見をしっかり申し上げるべきだろうと私は思っております。

以上です。

○倉重剛委員 ちょっと私違うんですな。基本は、分社化が責任持って患者救済に当たることができ得るのかという形態は十二分我々は承知しておかないと、基本がなくなって、原因企業であるチッソがなくなってしまっただけで分社化されちゃうわけだから、どこに責任があるかということ、これは明確にすべきですよ。だから、また、救済の方法、内容については、これは別問題、正直言ってね。これは別個に考えるべきだと、私はちょっと大西君の意見と違うだけだね。

○鎌田聡委員 ちょっと絡みますけれども、要は、分社化を認めたくはなかったけれども認めないかぬというような状況に来ましたけれども、じゃあどこで、どんな時点で認めるかということだと思っただけです。救済の終了ということが株式譲渡、救済終了が確定するまで株式を譲渡しないということがうたわれていると思いますけれども、ちょっと確認なんですよね、先ほど裁判が終わるまではチッソは解散できないというふうなお話されたと思います。そういう理解でよろしいんですかね。

○野田水俣病保健課長 原則として、会社法上、そういう争いが残っていると清算ができないという規定があるから、裁判が残っていれば原則できないと。ただ、ごく少数になったときどうするかというのは議論があるところだと国会で議論されていますので、ごく少数になったとき、その少数の方々の裁判に負けたときの費用みたいなものをどっかでプー

ルして清算すると、そういう方法はあるのかなという、議論がされていますので、我々も今のところの理解はそういう理解でございます。

○鎌田聡委員 じゃあその救済の終了は、裁判が終了、それと新救済策の大体の確定、それと、先ほど渡辺先生と議論になっていましたけれども、公健法による認定申請、これは続くわけですがけれども、これもきちんと——地域指定の解除、切れましたので、期限がなくなりました。これ、ずっと続くわけですよ。認定申請がまたずっと出てくる可能性ありますけれども、それもすべて踏まえた上でじゃないと株式譲渡ができないという理解でいいんですかね。

○駒崎環境生活部長 基本的には鎌田委員が発言されたとおりであります。課長からも申しあげましたように、裁判の方が少なくなってきた場合、あるいは認定申請されている未処分の方が少なくなってきた場合に、ある程度の金額をいわば供託みたいな形でチッソが売却益の中から確保して指定支給法人の方にもう預けたよ、そういうふうな手順がとれるような段階になれば、そこは株式譲渡も認めるという判断は出てくる余地はございますが、基本的には救済の終了が先だということでございます。

それから、委員長、先ほどの議論について少しよろしいでしょうか。

○西岡勝成委員長 はい。

○駒崎環境生活部長 倉重委員、児玉委員、それから大西委員からご意見がございました。それぞれのお立場からの発言でございます。私どもはそれぞれ真剣に受けとめて取り組まねばならないと思っております。と申しますのが、救済をしっかりとやるということ

につきましては、中身が固まらないことには絵にかいたもちにもならないわけですし、被害者の方はどれだけの救済があるのか、どういう基準で自分たちが対象者かどうかが決められるのか何もわからない中では話が進みませんので、そこをしっかりと詰めていくというのは大事なことだと思います。

ただ一方で、救済方針、被害者側への支給の内容だけ決まるとしても、どうかすると絵にかいたもちになりかねないわけですし、絵をかいた後で、それがしっかりした本物のもちになるようには、倉重委員、児玉委員からお話がありましたように、チッソがきちんと存続して、経営が成り立って補償を続けられるという仕組みができるのかどうかの判断が重要であろうかと思っております。

そこで、分社化と一口で申し上げますけれども、子会社をつくるという第1段階と、親会社は子会社の株式配当益で補償などを続けていくわけですが、救済が終了した後に株式譲渡して親会社が消滅するという最終段階、第2段階がございます。第2段階は、これは極めて慎重に取り組んでいくことになると思いますが、第1段階は、チッソの経営がより効率的、合理的にできるという前提があれば、そこは事業再編計画を見て環境大臣が認めていくということもあるかと思っております。

といいますのが、現在チッソ本体は債務超過でありますので、民間金融機関からの借入れができない状態でありますけれども、子会社化して債務超過でない会社ができますと、そこは必要に応じて金融機関から借入れをして設備投資をして企業間競争に勝ち抜き利益を上げていくということも可能になりますので、子会社化した方が競争原理上有利だという判断があれば、環境大臣が認可するということもあり得るのかなと思っております。

ただ、いずれにしましても、本県にとりましては、チッソの水俣工場が存続して、地域

の雇用、経済安定に資するということが1つと、県が抱えておりますチッソからの未償還分、1,300億程度の未償還元金、その分につきましても、チッソの経営いかんでは本県にも影響が及びますので、その点を含めまして、チッソの分社化計画、経営計画についても大きな関心を持って取り組んでいく必要があると思っておりますので、その意味で両先生の御発言のとおりだと思っております。

ただ、全体として、今一番私どもが主体的に取り組むべき点といえば、まず絵をかくこと。大西先生がおっしゃったような救済方針を早期に定めて、被害者の方がどういうふうな救済制度になるのかを非常に関心を持って見ておられますので、そこを確定することが先だというふうに思っております。

いずれにいたしましても、全体として大きな問題であると、全体が一つのテーマであるというふうに考えております。そういう認識のもとで取り組んでまいります。

○児玉文雄委員 配当金をもって補償に充てるということだが、今チッソの利益は大体100億円ちょっとぐらいですよ。ことしは77億円かどしこだったろう、利益が。仮に100億円としても5%でしたとき5億円ぐらいしかないんですよ。それは原資には足らぬですよ。だから私は、今まで協議してないから、私は両方あわせてこれをちゃんとしないと、最後に会社がパアになったとき、県とか国がまた払わなきゃいかぬという問題も起きる話なんです。考えてごらん。配当金でそれに充当すると書いてあるけれども、配当金なんて100億円もうけたっちゃ5億円ぐらいしかないんですよ。5億円で足りませんか。だから、もう少しそこらあたりは勉強してもらわないと、ただ補償が先だ、補償が先だと言っても、原資がなくてそういう補償金は出てくるわけじゃないんだから。だから、県も利息は別に1,300億円もの貸付残が残つるとすれば、

こういうのもちゃんと担保を確保しておかないと、今20年、30年先の話がこの世の中で議論されるもんですか。もうすぐ来年がわからぬ時代ですよ。そういうところで、もう少しそこらあたりは、後でもたと思っても。あんなたちは長くても3年ぐらいしかおらぬだろうから、関係にやあことになってしまうわけですよ。そこはようと一生懸命やってください。

○西岡勝成委員長 今それぞれの委員の先生方からお話がありましたように、まず、救済措置の基本的な方針を決めること、分社化と表裏一体でございますので、危惧される部分は我々も意見を述べながら救済策がスムーズにいくように、ために我々も分社化をやむを得ず認めたわけでございますので、その辺は十分注意をしながら進めてまいりたいと思います。

そのほか何かありませんでしょうか。

○寺島水俣病審査課長 先ほどちょっとお話出てましたが、認定審査会の件でございます。

公健法に基づきます認定審査会につきまして、次回の分をここでお話をさせていただきたいと思います。今度の日曜日でございますが、7月26日に熊本テルサの方で開催を予定しております。審査件数は約70件ほど考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○西岡勝成委員長 ほかございませんか。

○大西一史委員 さっき認定審査会の件で、この救済方針と非常に絡む部分があると、新しい救済とですね。いうことですが、やっぱり認定審査会の審査自体のスピードアップというのを図らないと、さっきの3年という区切りの話もありますけれども、かなり

大変だと思います。審査自体に相当な——これは70件ある。簡単に70件と今おっしゃいましたけれども、これ、7～8時間は楽にかかると、第2、第3のいろんな問題がまた広がっていくというふうに思いますので、この辺は、各審査委員の先生方非常に大変だろうというふうに思いますけれども、できるだけその辺のスピードアップに御協力をいただくようお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○谷崎環境生活部次長 先ほど渡辺委員からも御質問ありましたし、今、大西委員からもお話がありました。この審査会につきましては、法律上でも7条で「認定の申請に対する処分を促進すること」というふうに、大きく取り組みの大きな方針の中でうたわれていますので、私どもとしても、認定審査会の委員の方々にもできるだけお願いして、促進を図っていききたいということで考えています。

ということで、早速この日曜日にさせていただくということになりますが、引き続き、委員の方々、審査課の方にもそういう意味でのお願いをしながら、できるだけ定期的に迅速に処分が進められていくように図っていききたいと思っております。

○西岡勝成委員長 ほかございませんか。

ないようでございますが、今後も救済措置の方針を定めるに当たりまして臨時にお集まりをいただいて御議論をいただくこともあるかもしれませんけれども、よろしく願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして本委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

午前11時1分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長